

台風18号の影響による被害を受けられた皆様へ

(下館税務署・常総市からのお知らせ)

台風18号の影響により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

この災害により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、雑損控除又は災害減免法の適用により、平成27年分の所得税等の全部又は一部が軽減される場合があります。

下館税務署及び常総市では、この災害により被害を受けられた皆様を対象に、次のとおり雑損控除等の説明会を共同開催いたしますのでご利用ください。

雑損控除等の説明会のご案内

説明会日程	時間	説明会会場	所在地
平成27年12月14日(月)	10:00~12:00	水海道総合体育館 (主競技場)	常総市坂手町3552
	14:00~16:00		
平成27年12月15日(火)	13:30~15:30		
平成27年12月16日(水)	10:00~12:00	石下中央公民館 (大ホール)	常総市本石下85
平成27年12月17日(木)			
平成27年12月18日(金)	14:00~16:00		

なお、下館税務署では、上記説明会のほか事前予約制による個別の申告相談をお受けしています。

○ 事前の準備等

- 裏面の判定表に沿って、ご自身がどのケースに該当するか判定してください。
- 説明会にお越しになる方は、参考に次の書類をお持ちください。
 - 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの(建物の請負契約書等)
 - 被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの(登記事項証明書等)
 - 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(請求書、領収書等)
 - 被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの(保険金の支払通知書等)
 - 市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書

[お問合せ先]

下館税務署 個人課税部門

住所 筑西市丙116番地16 筑西しもだて合同庁舎

電話番号 0296-24-2121 (代表)

※ 自動音声の案内にしたがって、「2」を選択してください。

受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土日、祝日を除きます。)

